

暫定井戸の継続利用と千葉県
環境保全条例の見直しに係る要望書

成田市

佐倉市

四街道市

八街市

印西市

白井市

富里市

酒々井町

栄町

平成29年 2月 1日

要 望 書

千葉県では、地下水の保全や地盤沈下の抑制を目的として、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）に基づき、地下水採取が厳しく規制されております。

このような中で、水道事業が水源として使用する例外許可井戸、いわゆる暫定井戸は印旛地域内において52本が稼働しておりますが、これらの井戸は八ッ場ダムに代表される新たな代替水源が確保された場合、速やかに新水源に転換することが求められております。

一方、東日本大震災での福島原発事故に伴う放射能被害やホルムアルデヒドの流出による利根川水系での汚染事故などの経験を振り返れば、水道事業の安全性や持続性の確保の観点から、表流水、地下水など性格の異なる複数の水源を確保することの重要性が増大しているものと考えます。

特に、地下水の集水域は広大で、かつ、長い年月をかけて地下へ浸透することから、表流水と比べて外部からの突発的な影響は受けにくく、水量、水質ともに安定しており、通常時のみならず、災害時や事故発生時における水源としても、有効な水源であることは明らかです。

また、浄水費用も安価であり、水道事業の課題となっている事業経営の安定化においても明らかに有効であると考えており、将来的に予想される事業体の統合や広域化に向けても、これらの地下水源の存在が益々重要となってくるものと認識しているところです。

さらに、本県における現在の地下水採取規制はそのルール制定後既に40年以上が経過し、その間、地盤沈下の沈静化や、人口減少に伴う水需要の変化といった社会情勢だけでなく、これまで取り組んできた地下水涵養といった保全施策も鑑み、持続的発展が可能な地下水利用の視点からも、規制の在り方については再検証すべき時期にあるものと考えます。

以上のことから、これら既存の地下水源の重要性を再認識する中で、ハツ場ダム、及び霞ヶ浦導水等の代替水源が確保された場合におきましても、事業経営の健全化、また渇水対策や災害対応などといった、安全で安定した水道水の供給を確保するため、現条例下で暫定的に認可された水源井戸の継続利用や条例の見直しについて下記のとおり要望します。

記

1 代替水源への転換条件が付された水源井戸の継続利用について

代替水源（表流水）が確保された場合の転換は、井戸の廃止ではなく、ハツ場ダム等の完成により新たに確保した水源と同量の地下水汲み上げ量を削減するなど量的調整も選択可能とすること。

2 条例の抜本的な見直しについて

県内における地下水揚水及び地盤沈下に関するモニタリング調査を基に、揚水と沈下の因果関係を科学的に整理するとともに沈下が沈静化した区域での規制の在り方を含め、条例制定当時の状況の変化に照らし、適時適切な条例の見直しを行うこと。

千葉県知事 鈴木 栄治 様

平成29年 2月 1日

成田市市長

小泉 一成



佐倉市長

藤 和雄



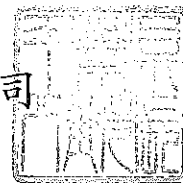
四街道市長

佐渡 齊



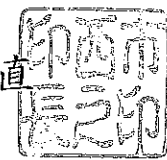
八街市長

北村 新司

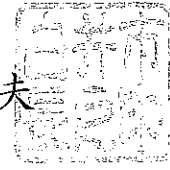


印西市市長

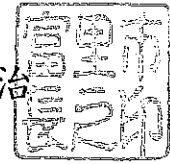
板倉 正直



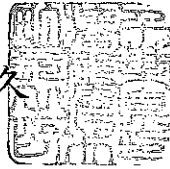
白井市長 伊澤史夫



富里市長 相川堅治



酒々井町長 小坂泰久



栄町長 岡田正市

